

## 第15回 安来市農業委員会議事録

令和6年9月24日 午後2時00分 第15回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番	岩崎 金己君	2番	添田 俊之君	3番	新田 徹君	4番	横山 芳明君
5番	永塚 知芳君	6番	足立 仁行君	7番	北中 宏一君	8番	木戸 芳己君
9番	武上 隆雄君	10番	仲佐 久子君	11番	北川 正幸君	12番	新田 里恵君
13番	塩見 秀雄君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	17番	吉村 正君
18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君				

### 2. 欠席委員 なし

### 3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和6年9月24日 1日
日程第 3	議第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	議第63号 安来農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）に対する意見の決定について
日程第 6	議第64号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第58号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 8	報第59号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

### 5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第15回農業委員会を始めさせていただきます。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議 長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第15回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君  
ありません。

議 長：齋藤 哲君  
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により13番 塩見委員、14番 渡邊委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君  
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君  
日程第3 議第61号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君  
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君  
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページから5ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、8件で、所有権移転が6件、賃借権の設定が1件、営農型太陽光発電設備に係る地上権の設定が1件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約10メートル、農機具は耕運機1台、管理機1台を所有しています。労働力は本人と妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は車で30分、農機具は草刈り機1台を所有しています。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。3番は、地上権の設定に関する案件です。後ほどご審議いただく、農地法第5条の営農型太陽光発電施設の一時転用の再度の許可とあわせて、農地の上に太陽光パネルを設置するための「地上権」設定を再度行うのです。この地上権設定に係る農地法3条許可の判断につきましては、法第3条2項の規定の要件は満たす必要がありませんが、当該農地および周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れが無く、農地の所有者の同意を得ていると認められる場合に許可相当とされるものです。また、農地法第5条の営農型太陽光設備の一時転用許可と、同3条の地上権の設定の許可が同一の日でされることとなっておりますので、この場で可決された場合は、5条許可と同日で許可を出す事となります。なお、この地上権設定の対価は、■■■■です。4番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩1分、自家用野菜の栽培のみで、農機具は所有していません。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。5番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約500メートル、農機具はモア1台、ロールベアラー1台、ラップマシン1台、ボブキャット1台、トラクター4台、パワー

ショベル2台を所有しています。労働力は本人と妻の2人となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。6番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約500メートル、農機具はモア1台、ロールバレー1台、ラップマシン1台、ボブキャット1台、トラクター4台、パワーショベル2台を所有しています。労働力は本人と妻の2人となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。7番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約10メートル、農機具はトラクター、田植機、ハローを共有で所有しており、耕運機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2人となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10アールあたり■■■■です。8番は、耕作便利による賃借権の設定で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約10メートル、農機具は草刈り機1台を所有しています。労働力は妻のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番、6番、7番の案件について 5番 永塚委員をお願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚でございます。まず1番からご説明させていただきます。譲受人と譲渡人は地番が若干違いますけども、家としては隣という形になります。譲受人は現在違ったところで畑をやっておりまして、たまたまですけども、譲渡人のご主人が今年亡くなられてまして、農業意欲が無くなったという事で、しかも譲受人の隣の土地の畑が空くような形になりまして、話し合いの結果、売買という事になりました。以上です。5番、6番ですが、譲渡人、譲受人とも一緒でございます、私の方が説明させていただきます。譲渡人は元々出身地が譲受人のすぐ近くという事でありまして、20年位前より譲受人がこの農地を耕作しておりまして、今回、圃場整備にあたりまして売買という形になりました。6番案件につきましては圃場整備に入りますが、5番案件は圃場整備に入らないんですけども、譲受人、譲渡人とも同じですので、売買が成立したという形になります。また、譲渡人につきましては高齢という事もありまして、それから譲受人は酪農家でもありまして、認定農業者でもありまして、現在も耕作を続けておりますので他に迷惑をかけることはありません。7番案件につきまして説明させていただきます。7番案件につきましてはこれも家が隣同士という形で、譲受人の自宅のすぐ裏にこの土地がありまして、ぜひ柿を植えたいという事で話がまとまりましてこういう申請になりました。他に山しかありませんので他に影響があるという事はありません。以上でございます。

議長：齋藤 哲君

次に2番の案件について 2番 添田委員をお願いします。

2番：添田 俊之君

2番 添田です。2番案件についてご説明申し上げます。まず、譲渡人は母が亡くなられてから相続し、約20年間農地の草刈等をやっておられたようです。本人さんは米子に住んでおられて、自分は農業をするつもりはないという事から、色々探されておられたら譲受人が見つかりまして、この方は自分が作った作物をありがたく頂くのが何とも言えない考えだという事です。許可が出た場合には、今までは車で30分だったんですけども、こちらの方に居住を移し、周りの環境整備もきちんとやっていこうという考えを持っておられます。近隣の方にも伺いましたけども、この方は非常に若い方で、大変、近所の方も若い方が来られたら活性化するんじゃないかという事で喜んでおられました。以上、説明を終わります。

議 長：齋藤 哲君  
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
次に3番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君  
14番 渡邊でございます。3番案件についてご説明いたします。これは先ほど事務局からもございましたように、営農型太陽光発電設備のための地上権の設定という事でございます。この案件は更新という事ですけども、3回目の更新ですかね。周辺農地への影響はないものと考えます。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君  
次に4番の案件について 17番 吉村委員 お願いします。

17番：吉村 正君  
17番 吉村です。4番案件についてご説明いたします。譲渡人は90歳を超える高齢である事、また後継者が全員、市外、県外に出ております。そういう事から今回の対象農地について管理も出来ないという事で管理してくれる人を探しておりましたら、この対象農地の隣に住みます譲受人が了解するという事で今回の譲渡になりました。説明ありましたが、譲受人につきましては農業をやっておりませんが、近くにあるという事で、今後、畑として野菜中心に栽培をしたいという事です。周囲は住宅地でございますので、問題ないという風に見ております。以上です。

議 長：齋藤 哲君  
次に8番の案件について 8番 木戸委員お願いします。

8番：木戸 芳己君  
8番 木戸でございます。8番案件について説明させていただきます。申請地は市街化区域内の一角でありまして、借受人はその土地の隣に住んでいて現状のまま畑で使用する予定であり、周辺に影響はないと思いますので審議のほどよろしくお願いたします。

議 長：齋藤 哲君  
説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
続きまして2番の案件について、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

- 議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：齋藤 哲君  
それでは3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：齋藤 哲君  
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：齋藤 哲君  
次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：齋藤 哲君  
次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。
- 議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。
- 議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
- 議 長：齋藤 哲君  
次に、7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

次に、8番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第62号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

6ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。7ページから8ページに案件の内容、9ページから10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、5件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農業公共投資の対象農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。(島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した「飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業」転用の目的は、営農型太陽光発電設備です。権利の種類は3年間の賃借権の設定で、平成30年10月11日から一時転用の許可を受けている案件の3回目の許可申請となります。国の通達にしたがい、営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新にあたって、当初の一時転用許可に準じ、(1)下部の農地における営農が適切に継続される事(2)簡易な構造で、容易に撤去できる支柱である事(3)支柱の高さ、間隔等から見て農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間が確保されている事(4)周辺農地への影響がないこと(5)支柱を含め営農型発電設備を撤去するに必要な資力及び信用があることの5点について確認しています。このうち(1)営農の適切な継続とは、国の通知によれば、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少していないことを指します。作付作物はしいたけであり、収穫量については、地域の平均的な収穫として島根県農業経営指導指針から「ほだ木1千本あたり4百kg」に対し、4年目、5年目については2割以上減少している状態でした。現行の許可期間の最終6年目である今年度はまだ数字が出ていない状態ですが、この原因としては、ひとつには購入予定であった新しいほだ木が予定通り確保できず、やむなくそれまでに植菌していた古いほだ木を残し、工夫しながら収量確保に努めていたことがあります。また一方で夏から秋にかけての高温についても収量が思うように上がらなかった原因と思われます。これらの原因は、営農型発電設備の設置が原因とはいえ、やむを得ない事情であり、それらの事情と近年気象が安定しない中でも気象データを参考にしながら適切に栽培管理がなされていること、今後も冬期を中心とした「厚肉原木しいたけ」の生産ができることを総合的に十分勘案し、許可できると判断いたしました。(2)～(4)までについては当初の

許可時点と変わりありません。(5)については改めて「撤去費用を負担することの誓約書」を添付していただいているところであります。これは、農地法施行令第11条第1項の「イ」、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この土地の賃貸料は、■■■■です。2番から5番は転用事業者が同一のため、まとめてご説明いたします。2番から5番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから農地の区分は第2種農地と判断します。転用の目的は、駐車場整備で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は安来市で、林業従事者の育成や技術力の向上、林業の担い手確保に資する新たな拠点の整備を計画されました。その拠点では森林と林業に関する理解促進のため、小中高生や一般市民を対象に森林教室も開催する予定であることから、駐車場整備のための適地を検討しておられました。農地以外の土地及び3種農地を検討されましたが、新たな拠点整備予定地付近で、十分なスペースを確保できる土地はなく、やむなく本申請地を譲り受け、転用されることとなりました。これは申請に係る農地に代わる周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第5条第2項第2号には該当しないと考えております。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は2番が申請面積に対し■■■■、3番が申請面積に対し■■■■、4番が申請面積に対し■■■■5番が申請面積に対し■■■■です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員をお願いします。

14番：渡邊 克実君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に2番から5番の案件について 7番 北中委員をお願いします。

7番：北中 宏一君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を1班13番 塩見委員 お願いします。

13番：塩見 秀雄君

13番 塩見です。現地調査の報告をいたします。今月の調査班は1班で足立班長、岩崎委員、北中委員、仲佐委員、事務局より堀江局長、加藤主幹、発表者、私、塩見で9月20日、13時35分より説明を受け、現地を確認して来ましたので報告いたします。1番案件についてですが、5条による一時転用です。転用の目的は営農型太陽光発電設備です。一時転用の許可を受けている案件の3回目の許可申請です。転用の許可に準じ5点について確認がある中、農地における反収がありますが、反収が減少しています。先ほど事務局からも説明がありましたが、原木の確保が流通不足等で確保できなかった事、また近年の目標が安定しないことが考えられますが、今年度は新しい原木も確保でき、今後冬季を中心として生産ができると判断いたしました。調査班としては許可妥当と判断しましたので、委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。続いてですが、2番、3番、4番、5番の案件について一緒に報告させていただきます。5条による転用、駐車場整備です。申請地は■■■■、地目、田の■■■■、1565㎡の内の859.85㎡、もう一点、地目、畑■■■■、483㎡の内の271.09㎡、もう一点、地目、田■■■■、367㎡、もう一点が地目、田■■■■、507㎡以上4筆です。土地の造成については、申請地については隣接農地はありませんが、北側と東側の下流域には田が広がっています。土砂流出防止

については、道路改良工事及び駐車場の造成工事にあたり敷地内を十分に転圧し、砂利舗装とします。土砂の流出と防水という事です。流域内の雨水の排水は進入路及び駐車場に新設する排水設備に集水し、自然流下により北側の進入路に接続して市道の既設の排水路に流します。汚水は発生しません。仮設のトイレを設置するという事だそうです。調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君  
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
つぎに2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
つぎに3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君  
つぎに4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

つぎに5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 議第63号 安来農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）に対する意見の決定についてを議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。このたびの計画変更は総合見直しということで、市から意見を求められております。変更する計画については12ページから45ページをご覧ください。詳細については農林振興課より説明を行います。またこの総合見直しのうち、後に農地転用を行う予定のものについては、別途配布しておりますこちらの資料をご覧ください。こちらにつきましては9月19日に農地対策委員会で現地調査を行っております。こちらも後ほど報告をしていただきます。以上です。

農林振興課：日向 直之君

農林振興課の日向です。よろしく申し上げます。安来農業振興地域整備計画の総合見直しについて説明させていただきます。現在の計画は、平成23年に旧一市二町それぞれの計画を統合し、安来市の整備計画が策定されたものです。10年先を見据えた計画ではありますが、農振法上では5年ごとに基礎調査を行い、その結果や情勢の推移などにより必要が生じた場合は、遅滞なく計画を変更しなければならないとあり、この度変更を行うものです。計画の内容は、農振法の定めに基づき、資料14から15ページに掲げる項目を記載しています。概要について、説明します。平成23年策定の現計画からの変更点でございます。資料16ページから、「第1 農地利用計画」として、土地利用の現況、動向、「農用地として利用すべき土地の区域」の設定の方針等について記載しております。17ページなかごろに「イ 農用地区域の設定方針」に記載のとおり、本計画では、約3,842haを農用地区域として設定しました。現計画の策定時では、4,720haであり、878haの減少となります。これは、基礎調査の結果と併せ、現計画策定後の随時除外・編入での農用地区域の増減、公共工事（道路・河川等）での転用による農用地の減少、非農地判断による農用地の減少、基盤整備事業により創設された非農用地の除外、切川地区（切川バイパス・スマートインターチェンジ・工場計画地）除外、採草放牧地、混牧林地の除外などを反映した結果であります。また、18から20ページ「(2) 農業上の土地利用の方向 イ 用途区分の構想」におきまして、地区ごとの用途区分について記載しております。水系や圃場整備の実施状況や各地区の農業の現状や将来の農地利用のありかたについて構想を記載しております。資料22ページからは「第2 農業生産基盤の整備開発計画」として圃場整備の状況や計画、林業や他事業との関連について記載しています。現計画からの変更点として資料24ページ「4 他事業との関連」のなか

で、切川バイパス開通に伴う沿線地域の活性化や、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら土地利用の調整を行う必要があることについて触れております。資料28ページ・29ページでは「第4農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」として農業経営基盤強化促進法に掲げる基本構想に基づき、効率的かつ安定的な農業経営の目標や担い手の育成、地域計画による農用地利用の適正化など記載しています。そのほか、第8項目まで、それぞれ数値や内容を現況に則したものに変更を行っていますのでお読み取りください。最後に、資料34ページ以降、地区ごとの農用地区域の設定について記載しています。今までは範囲を示した紙の図面と除外地一覧データで農用地であるか否かの管理を行っていましたが、今回の計画変更にあわせ、地図データでの管理を行うこととしました。資料42ページの図のように、緑色が農用地、ピンク色が農振除外した土地、というように今後はパソコン上で管理を行います。以上、安来農業振興地域整備計画の総合見直しについてご説明いたしました。宜しくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

この案件のうち通常の農振除外するものにつきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、7番 北中委員長 の報告をお願いします。

7番：北中 宏一君

7番 北中です。先日9月19日に農地対策委員会で現地調査をしてみました。この資料を開いたところの1ページの下の方の3つを現地調査してみました。どの申請地も農振除外をするのに妥当であるというのが農地委員会の判断でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。

15番：佐々木 吉茂君

いいですか。

議長：齋藤 哲君

はい、15番 佐々木委員。

15番：佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。内容はよくわかるんですけど、この図面ですね。

農林振興課：日向 直之君

すみません、付図何号でしょうか。

15番：佐々木 吉茂君

全体的なこの図面が何枚もあるんですが、わかりませんので。

農林振興課：日向 直之君

こちらはですね、農業委員会に議案として提出するためにA4で出しておきまして、必要であればA3の地図をお渡しすることも可能ですので。

15番：佐々木 吉茂君

それを農業委員会の方にはご迷惑なんでしょうか。ちょっと我々も見ても検討しかねますので、よろしくお願いします。

農林振興課：日向 直之君

承知いたしました。何部、1部で良いですか。

15番：佐々木 吉茂君

はい、1部で良いですから。

農林振興課：日向 直之君

かしこまりました。後で1部お持ちいたします。

15番：佐々木 吉茂君

お願いします。

議 長：齋藤 哲君

他にはありませんか。

議 長：齋藤 哲君

他にないようですので、ここで意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：堀江 規恵君

先程、説明並びに報告がありました。農業委員会の意見としては、通常の農振除外するものにおいては都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ること。また、切川地区の開発にあたっては、地域の営農に支障がないよう配慮すること及び営農に影響のある農業者等に対しては代替地の確保・集積等の支援を行うことの見解を付した方が適当ではないかと考えます。よろしく願います。

議 長：齋藤 哲君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議 長：齋藤 哲君

それでは、意見がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して市長に報告することにします。

議 長：齋藤 哲君

日程第6 議第64号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

46ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、49ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。

ださい。今月は、賃借権のみで、全体で7件、総面積2千896㎡、となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向 直之君

詳細は49ページから50ページまでです。今月の利用集積計画ですが、番号1から7までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第7 報第58号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

51ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。52ページから53ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、3件で、すべて相続です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第7 報第59号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

54ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。55ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第15回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時57分)